

玉野市学校給食センター整備運営事業

## 実 施 方 針

平成 31 年 2 月 14 日

玉 野 市

## 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1 特定事業の選定に関する事項.....                      | 1  |
| 1 事業内容に関する事項.....                          | 1  |
| 2 本事業の内容.....                              | 3  |
| 第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....                   | 7  |
| 1 事業者の募集及び選定方法.....                        | 7  |
| 2 事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール.....               | 7  |
| 3 応募手続き等.....                              | 8  |
| 4 応募者の参加資格要件.....                          | 10 |
| 5 審査及び選定に関する事項.....                        | 15 |
| 6 提出書類の取扱い.....                            | 15 |
| 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....   | 16 |
| 1 予想される責任分担に関する基本的な考え方.....                | 16 |
| 2 予想されるリスクと責任分担.....                       | 16 |
| 3 事業実施状況のモニタリング.....                       | 16 |
| 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....            | 19 |
| 1 基本的考え方.....                              | 19 |
| 2 立地条件.....                                | 19 |
| 3 施設内容.....                                | 22 |
| 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....    | 21 |
| 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....         | 21 |
| 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....      | 21 |
| 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....        | 21 |
| 3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合..... | 21 |
| 4 その他.....                                 | 21 |
| 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....    | 22 |
| 1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....                   | 22 |
| 2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....                   | 22 |
| 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....                 | 23 |
| 1 議会の議決.....                               | 23 |
| 2 情報公開及び情報提供.....                          | 23 |
| 3 本事業において使用する言語等.....                      | 23 |
| 4 応募に伴う費用負担.....                           | 23 |
| 5 実施方針に関する問合せ先.....                        | 23 |

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

玉野市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 公共施設等の種類

学校給食センター

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

玉野市長 黒田 晋

#### (4) 事業の目的

玉野市（以下「市」という。）は、総合計画後期基本計画の「政策大綱3 豊かな心をはぐくむまち」「政策8 心豊かな人をはぐくむまちづくり」「施策2 安全で適切な教育環境を提供する」の中で、学校給食に係る計画を取りまとめており、ここでは、少子化の進展に加え、共同調理場の老朽化が進んでいることから、今後も安定した学校給食を提供するため、施設の大幅な改修や新設、自校方式導入など、学校給食施設の在り方を総合的に検討してきた。

現在の学校給食施設は、学校給食センターが昭和45年建設、東児調理場が昭和47年建設と、両施設とも建設から45年以上が経過しており、建物や配電設備等が老朽化している。また、学校給食衛生管理基準に適合していない項目もあるため、現状の施設では安全で安心できる学校給食の運営が困難な状況となっており、新たな学校給食施設の整備が求められている。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、学校給食センター及び東児調理場を統合し、新しい玉野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を整備することとした。

本事業は、本実施方針に掲げる事項を基本的な条件として、学校給食センターの整備を行い、安全・安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施に当たり、民間活力の導入を図るものとする。

## (5) 施設整備の基本方針

学校給食の位置付けや役割をはじめ、環境配慮などの観点も踏まえ、学校給食センターは以下の基本方針に基づいて施設整備を行う。

### ①安全で安心な給食の安定供給

ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。

また、HACCP（危害分析重要管理点方式）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき衛生管理の徹底を図るものとする。

### ②おいしい給食の提供

メニューの多様化など、おいしい給食を安定的に供給するため、多様な調理方法に対応できる設備や、作業の効率化のための設備を充実したものとする。

### ③アレルギー対応食調理の導入

食物アレルギー等の対応のための設備が整った施設とし、保護者・学校との連携という従来の対応を基本としつつ、安全性の高い食材の導入に努める。

### ④食育の推進

調理過程を見学できる見学通路や子どもの食に関わる教育・学習や保護者への様々な教育研修等、食文化に対する興味・関心を高めるための機能・スペースを確保する施設とする。

### ⑤効率的な運営

学校給食センターの整備にあたっては、上記の機能を重視しながらも、経済性効率性に配慮した施設とし、作業領域については動線をワンウェイとし、食材搬入及び給食搬出のためのスムーズな物流を確保するものとする。

### ⑥環境負荷低減、エネルギー使用量削減

地球環境に配慮した施設として、省エネルギー設備の導入をはかるとともに、臭気・防音対策など、環境負荷の低減に取り組むものとする。

また、施設の建設から維持管理・修繕、施設運用全般にわたり、コスト削減に努めるものとする。

## 2 本事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

### (1) 施設概要

- ①供給能力 : 最大 3,800 食/日
- ②供給対象校: 小学校 14 校、中学校 7 校
- ③アレルギー対応食: 最大 50 食/日 (除去食)

### (2) 事業方式

本事業における事業方式は、民間活力を活用した方式とし、施設等の市への所有権移転の有無も含め応募者の提案によるものとする。ただし、所有権移転を行わない場合は、学校給食施設等について市の専用使用权（無償）を設定することとし、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

なお、いずれの場合も財政負担の平準化等に配慮した提案とすること。

### (3) 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール(都市公園区域の解除及び用途地域の変更に 15 か月要すると想定した場合の予定) は、次に示すとおりである。

- ①事業契約締結 平成 31 年 12 月
- ②設計・建設期間 平成 32 年 1 月～平成 34 年 6 月 (30 か月間)
- ③開業準備 平成 34 年 7 月～8 月 (2 か月間)
- ④施設供用開始 平成 34 年 9 月
- ⑤維持管理・運営期間 平成 34 年 9 月～平成 49 年 3 月 (14 年 7 か月)

### (4) 事業者の業務範囲

本事業は、事業者が、以下に示す業務を行うことを本事業の範囲とする。

なお、詳細については、「要求水準書」に提示する。

#### ①施設整備業務

- ア. 事前調査業務 (事業者が必要とする調査等)
- イ. 各種申請等業務 (交付金及び地方債等の申請支援を含む。)
- ウ. 設計業務 (基本設計・実施設計等)
- エ. 建設業務
- オ. 工事監理業務
- カ. 調理設備調達・設置業務
- キ. 食器・食缶等調達業務
- ク. 運営備品調達業務
- ケ. 施設備品調達業務
- コ. その他関連業務

#### ②維持管理業務

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備保守管理業務
- ウ. 調理設備保守管理業務
- エ. 食器・食缶等保守管理業務

- わ. 清掃業務
- か. 警備業務
- き. 施設備品保守管理業務
- く. 付帯施設保守管理業務
- け. その他関連業務

### ③ 運營業務

- ア. 開業準備業務
- イ. 食材検収補助業務
- ウ. 調理業務
- エ. 衛生管理業務
- オ. 洗浄・残渣処理業務
- カ. 配送・回収業務
- キ. 運営備品保守管理業務
- ク. 視察・見学等の補助業務
- ケ. その他関連業務

## (5) 市が行う業務

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

- ① 食育、栄養指導、献立作成、食材等の調達
- ② 食数管理（給食数等必要事項の連絡）
- ③ 給食費徴収等管理
- ④ 食材等の検収、調理指示、中間検査、検食
- ⑤ 配送先への直送品（パン、牛乳等）の調達・配送
- ⑥ 視察・見学等の対応

## (6) 大規模修繕に関する業務

事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。また、施設等の所有権移転を伴う事業手法の場合は、事業期間終了後の大規模修繕について長期修繕計画の策定を行うとともに、市に対し必要な助言等を行うものとする。

## (7) 本事業における市から事業者への支払い

本事業における市から事業者への支払いは以下のとおりであり、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

### ① 本施設の市への所有権移転を伴う場合

#### ア. 本施設の設計及び建設の対価

施設整備業務に係る対価については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払う。なお、本事業は、学校施設環境改善交付金及び地方債の活用を予定しており、上記費用のうち、学校施設環境改善交付金及び地方債相当額を本施設の所有権移転後、一括して支払う予定である。

上記の一括支払い分以外の対価については、事業期間にわたってサービス購入料として割賦により支払う予定である。

#### イ. 維持管理及び運営の対価

維持管理業務及び運営業務に係る対価については、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって、サービス購入料として事業契約書に定める額を支払う予定である。対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定することを想定している。

②本施設の市への所有権移転を伴わない場合

維持管理業務及び運営業務に係る対価に施設整備業務に係る対価を含め、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって、サービス購入料として事業契約書に定める額を支払う予定である。維持管理業務及び運営業務に係る対価は、物価指数に基づき、市と協議を行い改定することを想定している。

**(8) 事業期間終了時の措置**

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。事業者は、事業期間中、本施設の適切な維持管理を行い、要求水準が維持された状態で事業期間を終了すること。

なお、学校給食施設等について専用使用権を設定している場合は、原則として専用使用権は継続することとし、詳細について市と協議することとする。

**(9) 事業に必要と想定される根拠法令等**

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守するものとする。

①関連法令等

- ア. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- イ. 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- ウ. 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）
- エ. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- オ. 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- カ. 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- キ. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ク. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ケ. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- コ. 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- サ. 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- シ. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ス. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- セ. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ソ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- タ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- チ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ツ. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- テ. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ト. 浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）
- ナ. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ニ. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ヌ. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ネ. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

- ㊦. 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㊧. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㊨. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ㊩. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ㊪. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ㊫. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ㊬. 岡山県景観条例（昭和 63 年 3 月 11 日岡山県条例第 16 号）
- ㊭. 岡山県屋外広告物条例（昭和 41 年 3 月 25 日岡山県条例第 29 号）
- ㊮. 玉野市水道事業給水条例（平成 10 年 3 月 30 日玉野市条例第 13 号）
- ㊯. 玉野市公共下水道条例（昭和 55 年 10 月 1 日玉野市条例第 24 号）

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとする。

## ②要綱・各種基準等

- ㊰. 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ㊱. 学校給食実施基準（文部科学省）
- ㊲. 学校環境衛生基準（文部科学省）
- ㊳. 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ㊴. 学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成 20 年 3 月文部科学省）
- ㊵. 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I（平成 21 年 3 月文部科学省）
- ㊶. 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II（平成 22 年 3 月文部科学省）
- ㊷. 調理場における衛生管理及び調理技術マニュアル（平成 23 年 3 月文部科学省）
- ㊸. 学校給食調理従事者研修マニュアル（平成 24 年 3 月文部科学省）
- ㊹. 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊺. 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊻. 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊼. 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊽. 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊾. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊿. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊰. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊱. 木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊲. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊳. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊴. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊵. 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊶. 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊷. 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊸. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ㊹. 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

本事業を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）関連要綱・各種基準等についても最新のものを参照し遵守のこと。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

#### (1) 募集方法

事業者の募集は公開募集方式とし、市による「募集要項」の公表を行う。

#### (2) 選定方法

事業者の選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

#### (3) 選定基準

提案内容と市の財政支出の低減の両面を考慮した「総合評価方式」により行う。

優先交渉権者選定の詳細については、「優先交渉権者選定基準」に提示する。

### 2 事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

| 日程（予定）        | 内 容                 |
|---------------|---------------------|
| 平成31年2月18日（月） | 実施方針の公表             |
| 平成31年3月8日（金）  | 実施方針への質問及び意見の受付締切   |
| 平成31年3月18日（月） | 実施方針への質問に対する回答公表    |
| 平成31年3月下旬     | 特定事業の選定の公表          |
| 平成31年4月上旬     | 募集公告及び募集要項等の公表      |
| 平成31年4月中旬     | 募集要項等に関する説明会及び現地見学会 |
| 平成31年5月中旬     | 募集要項等に関する質問受付       |
| 平成31年5月下旬     | 募集要項等に関する質問に対する回答公表 |
| 平成31年6月上旬     | 参加表明書及び資格審査書類の受付    |
| 平成31年6月中旬     | 資格審査結果の通知           |
| 平成31年8月上旬     | 提案書の受付              |
| 平成31年10月上旬    | 優先交渉権者の決定及び公表       |
| 平成31年11月上旬    | 仮事業契約締結             |
| 平成31年12月下旬    | 本事業契約締結             |

### 3 応募手続き等

#### (1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付日時：平成 31 年 2 月 18 日(月)午前 9 時～平成 31 年 3 月 8 日(金)午後 5 時

受付方法：(様式 1) 実施方針に関する質問書及び(様式 2) 実施方針に関する意見書に記入の上、添付ファイルにて E-mail により提出すること。

E-mail    kyuusyoku@city.tamano.lg.jp

#### (2) 実施方針に関する質問に対する回答

実施方針に関する質問書に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 31 年 3 月 18 日(月)までに、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

#### (3) 実施方針の変更

実施方針の公表における民間事業者からの意見等を踏まえ、募集公告・募集要項等の公表までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、実施方針(変更)を市のホームページ等にて公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも提示するものとする。

#### (4) 募集公告・募集要項等の公表

募集公告を行い、募集要項、要求水準書、事業契約書(案)及び優先交渉権者選定基準等を市のホームページで公表する。

#### (5) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催を予定している。説明会及び現地見学会の詳細については、「募集要項」に提示する。

#### (6) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等については、「募集要項」に提示する。

#### (7) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等については、「募集要項」に提示する。

#### (8) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類及び本事業に関する見積書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「募集要項」に提示する。

#### **(9) 優先交渉権者の決定及び公表**

提出された提案書について総合的に評価を行い、「玉野市学校給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、市のホームページで公表する。

#### **(10) 事業契約締結**

市は、事業者と仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する玉野市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

## 4 応募者の参加資格要件

### (1) 応募者の構成等

公募型プロポーザルに参加する者（以下「応募者」という。）の構成については、以下のとおりとする。

①応募者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、調理設備・調理備品等を調達・設置する者（以下「調理設備企業」という。）、維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。応募者は、運営企業を代表企業とし、上記企業のうち、設計企業及び工事監理企業を必ず構成員に含まなければならない。その他の企業については、代表企業の責任において事業着手までに必ず決定すること。なお、1 者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。

②上記において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア. 又はイ. に該当する者をいう。

ア. 当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

③設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

ア. 設計企業

「第 1 2 (4) ①」に掲げる設計業務

イ. 建設企業

「第 1 2 (4) ①」に掲げる建設業務（必要に応じて「第 1 2 (4) ②」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

ウ. 工事監理企業

「第 1 2 (4) ①」に掲げる工事監理業務

エ. 調理設備企業

「第 1 2 (4) ①」に掲げる調理設備等調達・設置業務（必要に応じて「第 1 2 (4) ③」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

オ. 維持管理企業

「第 1 2 (4) ②」に掲げる維持管理業務（必要に応じて「第 1 2 (4) ③」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

カ. 運営企業

「第 1 2 (4) ③」に掲げる運営業務

- ④代表企業たる運営企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。
- ⑤優先交渉権者となった応募者が、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立するか否かは、応募者の提案によるものとする。ただし、S P Cを設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
- ア. 優先交渉権者は、市との仮契約締結までに、玉野市に S P Cを設立すること。
  - イ. 優先交渉権者の代表企業は、S P Cに必ず出資することとともに、S P Cの出資者のうち最大の出資を行うこと。
  - ウ. 構成員以外の S P Cへの出資は認めない。
  - エ. 出資者である構成員は、本事業が終了するまで S P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
  - オ. S P Cから直接業務を受託することができるのは、構成員のみとする。
- ⑥応募者の構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。提案書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- ⑦一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑧構成員は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑨応募者の構成員は、市の入札参加資格審査により指定業者に登録しなければならない。ただし、本事業に応募する者が、指定業者に登録していない場合は、玉野市競争入札参加者の資格に関する規程（昭和 56 年 3 月 10 日告示第 10 号）の規定にかかわらず、次のとおり入札参加資格審査申請を受け付けるので審査を受けること。なお、この場合の参加資格は、本事業に限り有効とする。
- ア. 申請期間 実施方針公表日から建設等業務計画書の提出までの間
  - イ. 申請場所 玉野市教育委員会教育総務課（電話 0863-32-5571）
  - ウ. 申請方法 上記へ問い合わせること

## (2) 応募者の参加資格要件

### ①設計企業の参加資格要件

設計企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 平成 31 年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築物の設計業務又は建築コンサルタント業務において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ. 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ.平成15年度以降にドライシステムの学校給食施設(学校給食法第3条第1項に定める学校給食を提供するための施設をいう。以下同じ。)又はドライシステムの特定給食施設(健康増進法第20条に定める特定給食施設をいう。以下同じ。)の実施設計を履行した実績を元請として有すること。

## ②建設企業の参加資格要件

建設企業は、「ア.単独企業」又は「イ.特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)」とし、平成15年度以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績(JVで施工した場合は、JVの構成員数が3者以上で20%以上出資した者、2者で30%以上出資した者は施工実績とみなす。)を有している者で、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### ア.単独企業

- ・平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において総合評定値が800点(市内業者は720点)以上であること。
- ・本工事に専任で配置できる監理技術者(建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの)を有すること。

### イ. JV

- ・平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築工事の区分において競争入札に参加する資格を有すること。
- ・建築一式工事に係る建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、かつ、第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において総合評定値が、代表構成員は800点(市内業者は720点)以上、他の構成員は720点以上であること。
- ・JVの構成員数は2者又は3者であること。
- ・JVの代表構成員は出資割合が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- ・1構成員当たりの出資割合は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- ・構成企業毎に建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置し、代表構成員の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成員の監理技術者を統括すること。

## ③工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア.平成31年度玉野市入札参加資格審査により指定業者に登録され、建築物の設計業務又は建築コンサルタントの業種において競争入札に参加する資格を有していること。
- イ.建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ.平成15年度以降にドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食

施設の工事監理業務を履行した実績を元請として有すること。

④調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の企業で分担して調理設備等調達・設置業務を実施する場合にあっては、すべての者がア.に掲げるいずれかの要件を満たし、かつ、少なくとも1者がイ.に掲げる要件を満たすことにより、当該複数の企業全体で次のすべての要件を満たす者とする。

ア. 平成31～33年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、物品の厨房器具において競争入札に参加する資格を有していること。

イ. 平成15年度以降にドライシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアル適用施設への調理設備の納入実績を有すること。

⑤維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

ア. 平成31～33年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、担当する業務に係る競争入札に参加する資格を有していること。

⑥運営企業の参加資格要件

運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

ア. 平成31～33年度玉野市入札等参加資格審査により指定業者に登録され、役務の給食において競争入札に参加する資格を有していること。

イ. 平成15年度以降にドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアル適用施設において、調理業務を履行した実績を元請として有すること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

①地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

②設計企業及び建設企業は、参加表明書の提出日において、本市の指名停止又は指名留保措置を受けている者

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

④破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

⑤法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

⑥次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者

ア. 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。

イ. 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

ウ. 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交

わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。

- a 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者
- b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者

⑦本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発（岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21）
- ・豊原総合法律事務所（東京都港区南麻布4-4-10-405）

なお、「関連会社」とは、次の者をいう。

- ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

⑧市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

#### (4) 参加資格の確認

応募者の参加資格の確認は、参加表明書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、落札者の決定以降、事業契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、最優秀提案者を決定する。

### (2) 審査の手順及び方法

#### ①参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

#### ②提案書審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者選定基準」に従って、審査委員会において提案書等の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

#### ③審査事項

審査事項は、「募集要項」に添付する「優先交渉権者選定基準」に提示する。

#### ④審査結果

審査結果は公表する。

## 6 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で利用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### **第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 予想される責任分担に関する基本的な考え方**

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

#### **2 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「表2 リスク分担」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に提示する。

#### **3 事業実施状況のモニタリング**

市は、事業者が実施する施設の建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。また、事業者の提供する施設の設計・整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に定める。

表2 リスク分担

①事業期間共通

| リスク項目    | リスク概要                                               | 負担者 |     |
|----------|-----------------------------------------------------|-----|-----|
|          |                                                     | 市   | 事業者 |
| 政策変更リスク  | 市の政策変更による事業内容の変更・中断・中止等に関するもの                       | ●   |     |
| 税制度リスク   | 消費税の範囲や税率の変更に関するもの                                  | ●   |     |
|          | その他の税制変更に関するもの                                      |     | ●   |
| 許認可取得リスク | 市が取得する許認可の遅延に関するもの                                  | ●   |     |
|          | 上記以外の許認可の遅延に関するもの                                   |     | ●   |
| 住民対応リスク  | 施設の設置・稼働に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの                        | ●   |     |
|          | 上記以外のもの<br>(事業者が行う調査、建設、運営・維持管理に関するもの)              |     | ●   |
| 環境保全リスク  | 事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの<br>(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など) |     | ●   |
| 第三者賠償リスク | 市の責に帰すべき事由による第三者への賠償                                | ●   |     |
|          | 事業者の責に帰すべき事由による第三者への賠償                              |     | ●   |
| 債務不履行リスク | 市の責に帰すべき事由によるもの                                     | ●   |     |
|          | 事業者の事業放棄、破綻に関するもの                                   |     | ●   |
|          | 要求水準の未達成に関するもの                                      |     | ●   |
| 不可抗力リスク  | 不可抗力に起因する増加費用及び損害<br>(事業者は一定範囲を負担)                  | ●   | ▲   |
| 物価変動リスク  | 設計・建設期間中の一定範囲を超える物価変動<br>(事業者は一定範囲を負担)              | ●   | ▲   |
|          | 維持管理・運営期間中の一定範囲を超える物価変動<br>(事業者は一定範囲を負担)            | ●   | ▲   |
| 募集要項リスク  | 募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの                                | ●   |     |
| 応募リスク    | 応募費用の負担に関するもの                                       |     | ●   |
| 契約締結リスク  | 市の責に帰すべき事由による締結遅延・中止                                | ●   |     |
|          | 事業者の責に帰すべき事由による締結遅延・中止                              |     | ●   |
|          | 議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延(市及び事業者は自らに発生した費用を各々負担)     | ●   | ●   |

②設計・建設段階

| リスク項目         |             | リスク概要                           | 負担者 |     |
|---------------|-------------|---------------------------------|-----|-----|
|               |             |                                 | 市   | 事業者 |
| 調査リスク         |             | 市が実施した測量・調査に関するもの               | ●   |     |
|               |             | 上記以外の測量、調査に関するもの                |     | ●   |
| 設計リスク         |             | 市の指示・判断の不備・変更に関するもの             | ●   |     |
|               |             | 上記以外の要因による不備・変更に関するもの           |     | ●   |
| 建設リスク         | 発注者責任リスク    | 市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの    | ●   |     |
|               |             | 上記以外の要因による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの |     | ●   |
|               | 用地リスク       | 土地の瑕疵(市が公表した資料から予測可能なものは除く)     | ●   |     |
|               |             | 建設に要する仮設、資材置場に関するもの             |     | ●   |
|               | 工事遅延・未完工リスク | 市の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの     | ●   |     |
|               |             | 上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの        |     | ●   |
|               | 工事費増大リスク    | 市の指示による工事費増大に関するもの              | ●   |     |
|               |             | 上記以外の要因による工事費増大に関するもの           |     | ●   |
|               | 工事監理リスク     | 事業者が実施する工事監理に関するもの              |     | ●   |
|               | 施設損傷リスク     | 引渡し前に工事目的物や工事材料等に生じた損害          |     | ●   |
| 備品等調達・納品遅延リスク |             | 市が調達する備品等の調達・納品遅延に起因するもの        | ●   |     |
|               |             | 事業者が調達する備品等の調達・納品遅延に起因するもの      |     | ●   |
| 開業準備遅延リスク     |             | 市の責に帰すべき事由による遅延                 | ●   |     |
|               |             | 上記以外の要因による遅延                    |     | ●   |

### ③維持管理・運営段階

| リスク項目           | リスク概要                                                                                    | 負担者 |     |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
|                 |                                                                                          | 市   | 事業者 |
| 維持管理・運営の開始遅延リスク | 市の責に帰すべき事由による遅延                                                                          | ●   |     |
|                 | 上記以外の要因による遅延                                                                             |     | ●   |
| コスト上昇リスク        | 市の責に帰する事業内容・用途の変更に係るもの                                                                   | ●   |     |
|                 | 事業者の責に帰すべき事由による維持管理・運営費の上昇                                                               |     | ●   |
| 性能リスク           | 施設・設備の瑕疵、維持管理・運営業務の不履行による性能未達に関するもの                                                      |     | ●   |
| 施設損傷リスク         | 市の責に帰すべき事由による施設の損傷                                                                       | ●   |     |
|                 | 事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷                                                                     |     | ●   |
|                 | 上記以外の第三者（施設利用者を含む）の責めに帰すべき事由による施設の損傷<br>※事業者の善管注意義務違反や管理義務の懈怠に起因する場合は事業者が負担、それ以外は市が負担する。 | ●   | ●   |
|                 |                                                                                          |     |     |
| 事故リスク           | 市が行う業務に関する事故等に起因するもの、市の責に帰すべき事由によるもの                                                     | ●   |     |
|                 | 事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの、事業者の責に帰すべき事由によるもの                                                 |     | ●   |
| 需要変動（給食数増減）リスク  | 市の責に帰すべき事由による給食数の増減（給食提供形態や配送校の変更等）                                                      | ●   |     |
|                 | 園児・児童生徒数の変動に伴う給食数の増減<br>※一定数以上の給食数が増減する場合は、別途協議                                          | ▲   | ●   |
|                 | 食べ残し等による残渣の変動（市作成の献立による影響を含む。）<br>※一定量以上の残渣が発生する場合は、別途協議                                 | ▲   | ●   |
| 異物混入リスク・食中毒リスク  | 市が実施する業務に起因するもの                                                                          | ●   |     |
|                 | 各園・学校内での配膳に関する業務に起因するもの（事業者が実施する配膳業務に起因するものを除く）                                          | ●   |     |
|                 | 事業者が実施する調理業務、配送業務、配膳業務に起因するもの                                                            |     | ●   |
| アレルギー対応リスク      | 市が実施する業務に起因するもの                                                                          | ●   |     |
|                 | 事業者が実施する調理業務、配送業務、配膳業務に起因するもの                                                            |     | ●   |
|                 | 突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による場合）                                                            | ●   |     |
| 配送遅延リスク         | 交通渋滞や悪天候等による遅延のうち通常想定できない要因によるもの                                                         | ●   |     |
|                 | 上記以外の要因によるもの                                                                             |     | ●   |
|                 | 事業者の交通事故による遅延                                                                            |     | ●   |
|                 | 調理の遅延によるもの                                                                               |     | ●   |
| 配膳遅延リスク         | 各園・学校の責に帰すべき事由による遅延                                                                      | ●   |     |
|                 | 事業者の責に帰すべき事由による遅延                                                                        |     | ●   |
| 食器等破損リスク        | 事業者の責に帰すべき事由による食器等の破損                                                                    |     | ●   |
|                 | 上記以外の事由による食器等の破損                                                                         | ●   |     |
| 残渣処理リスク         | 各園・学校から給食センターまでの残渣の搬送及び計量に関するもの                                                          |     | ●   |
|                 | 各園・学校における残渣の分別                                                                           | ●   |     |

### ④事業終了段階

| リスク項目      | リスク概要                     | 負担者 |     |
|------------|---------------------------|-----|-----|
|            |                           | 市   | 事業者 |
| 事業の中途終了リスク | 市の債務不履行に起因する契約解除          | ●   |     |
|            | 事業者の債務不履行に起因する契約解除        |     | ●   |
| 性能リスク      | 事業終了時における施設・設備の性能確保に関するもの |     | ●   |
| 終了手続リスク    | 事業終了時の手続に関するもの            |     | ●   |

●：主分担、▲：一部負担または協議によるもの

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 基本的考え方

学校給食センターの施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、H A C C P の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

また、地産地消への取り組みや食育とのかかわりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

### 2 立地条件

建設予定地の立地条件は、以下のとおりである。

建設予定地について、主たる用途を学校給食施設として使用する場合に限り、市は必要な範囲を事業者が無償で使用を許可することとし、詳細については、事業契約書（案）に提示する。

なお、建設予定地については、下記以外の場所を事業者負担により提案することも可能なものとし、詳細は「要求水準書」に提示する。

表 3 立地条件

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 所在地   | 岡山県玉野市築港 5-22                                        |
| 敷地面積  | 市有地約 14,000 m <sup>2</sup> （外構等は必要な範囲で整備）            |
| 用途地域等 | 都市計画区域内・商業地域、都市公園                                    |
| 建ぺい率  | 80%                                                  |
| 容積率   | 400%                                                 |
| インフラ  | ①上下水道：引込みの必要有（市道部分は市が別途実施）<br>②電気：引込みの必要有<br>③ガス：LPG |

### 3 施設内容

本施設に必要な施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については、「要求水準書」に提示する。

表 4 施設内容

| 区分   | 区域    | 主要な諸室                                                                                                                                                                                   |
|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本体施設 | 給食エリア | <p>[検収・下処理ゾーン]</p> <p>食材搬入用プラットホーム、検収室、食品庫・調味料庫、調味料計量スペース、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室(主に食肉、魚介類、野菜類)、一般食品下処理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫等</p> <p>[洗浄ゾーン]</p> <p>食器具・食缶等(コンテナ)回収用プラットホーム、洗浄室、残渣庫等</p> |
|      |       | <p>[調理ゾーン]</p> <p>野菜切裁室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物用冷蔵室、和え物室、アレルギー専用調理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室等</p> <p>[配送・コンテナプールゾーン]</p> <p>配送用プラットホーム、コンテナ室、添物用検収・仕分室等</p>                              |
|      |       | <p>その他の区域</p> <p>汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者用便所等</p>                                                                                                                                       |
|      | 一般エリア | <p>玄関、事務室(6人程度収容)、更衣室、休憩室、食育研修室(50人程度収容)、全工程見学通路、事務従事者用便所、来客用便所、多目的便所、廊下、検査室機械室、電気室、ボイラー室等</p>                                                                                          |
|      | 外構    | <p>植栽、駐車場、駐輪場、構内通路、門扉・フェンス、雨水排水施設等</p>                                                                                                                                                  |

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書(案)等に提示する規定に従い、次の措置をとることとする。詳細については、事業契約書(案)に提示する。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正をすることができなかったときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前各号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書(案)に定める。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **(1) 交付金及び地方債**

市は、本事業においての学校施設環境改善交付金及び地方債を充当することを前提としているため、事業者は、学校施設環境改善交付金又は地方債申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。

#### **(2) その他の財政上又は金融上の支援**

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び起債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成31年3月定例会に付議する予定である。  
また、事業契約の締結に関する議案は、平成31年12月定例会に付議する予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページなどにより適宜行う。  
玉野市ホームページ <https://www.city.tamano.lg.jp/>

### 3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

### 4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

玉野市立学校給食センター

〒706-0014 岡山県玉野市玉原 2-16-43

電話 (0863)31-6441 F A X (0863)31-6466

E-mail [kyuusyoku@city.tamano.lg.jp](mailto:kyuusyoku@city.tamano.lg.jp)

玉野市ホームページ <https://www.city.tamano.lg.jp/>

(別紙) 給食提供食数の見込み

| 年度  |     | H27<br>(2015) | H28<br>(2016) | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022) | H35<br>(2023) | H36<br>(2024) | H37<br>(2025) | H38<br>(2026) | H39<br>(2027) |
|-----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 田井  | 411           | 379           | 382           | 371           | 361           | 350           | 342           | 333           | 325           | 316           | 308           | 299           | 290           |
|     | 築港  | 135           | 121           | 112           | 109           | 106           | 103           | 100           | 98            | 95            | 93            | 90            | 88            | 85            |
|     | 宇野  | 221           | 203           | 208           | 202           | 197           | 191           | 186           | 182           | 177           | 172           | 168           | 163           | 158           |
|     | 玉   | 132           | 123           | 123           | 120           | 116           | 113           | 110           | 107           | 105           | 102           | 99            | 96            | 93            |
|     | 玉原  | 241           | 230           | 219           | 213           | 207           | 201           | 196           | 191           | 186           | 181           | 176           | 171           | 166           |
|     | 日比  | 163           | 169           | 159           | 155           | 150           | 146           | 142           | 139           | 135           | 132           | 128           | 124           | 121           |
|     | 二日比 | 194           | 175           | 166           | 161           | 157           | 152           | 149           | 145           | 141           | 137           | 134           | 130           | 126           |
|     | 荘内  | 700           | 717           | 742           | 722           | 701           | 681           | 664           | 647           | 631           | 614           | 598           | 581           | 564           |
|     | 大崎  | 107           | 116           | 103           | 100           | 97            | 94            | 92            | 90            | 88            | 85            | 83            | 81            | 78            |
|     | 八浜  | 171           | 168           | 176           | 171           | 166           | 161           | 158           | 154           | 150           | 146           | 142           | 138           | 134           |
|     | 山田  | 114           | 118           | 113           | 110           | 107           | 104           | 101           | 99            | 96            | 94            | 91            | 88            | 86            |
|     | 後閑  | 71            | 72            | 62            | 60            | 59            | 57            | 55            | 54            | 53            | 51            | 50            | 49            | 47            |
|     | 鉾立  | 95            | 96            | 95            | 92            | 90            | 87            | 85            | 83            | 81            | 79            | 77            | 74            | 72            |
|     | 胸上  | 125           | 108           | 103           | 100           | 97            | 94            | 92            | 90            | 88            | 85            | 83            | 81            | 78            |
|     | 小計  | 2,880         | 2,795         | 2,763         | 2,687         | 2,611         | 2,535         | 2,473         | 2,411         | 2,349         | 2,287         | 2,225         | 2,162         | 2,098         |
| 中学校 | 宇野  | 402           | 429           | 415           | 404           | 392           | 381           | 371           | 362           | 353           | 344           | 334           | 325           | 315           |
|     | 玉   | 191           | 203           | 194           | 189           | 183           | 178           | 174           | 169           | 165           | 161           | 156           | 152           | 147           |
|     | 日比  | 197           | 184           | 168           | 163           | 159           | 154           | 150           | 147           | 143           | 139           | 135           | 131           | 128           |
|     | 荘内  | 412           | 400           | 334           | 325           | 316           | 306           | 299           | 291           | 284           | 276           | 269           | 261           | 254           |
|     | 八浜  | 184           | 171           | 153           | 149           | 145           | 140           | 137           | 134           | 130           | 127           | 123           | 120           | 116           |
|     | 山田  | 115           | 114           | 98            | 95            | 93            | 90            | 88            | 86            | 83            | 81            | 79            | 77            | 74            |
|     | 東児  | 115           | 109           | 112           | 109           | 106           | 103           | 100           | 98            | 95            | 93            | 90            | 88            | 85            |
|     | 小計  | 1,616         | 1,610         | 1,474         | 1,433         | 1,393         | 1,352         | 1,319         | 1,286         | 1,253         | 1,220         | 1,187         | 1,153         | 1,119         |
| 合計  |     | 4,496         | 4,405         | 4,237         | 4,120         | 4,004         | 3,887         | 3,792         | 3,697         | 3,602         | 3,507         | 3,412         | 3,315         | 3,218         |

| 年度  |     | H40<br>(2028) | H41<br>(2029) | H42<br>(2030) | H43<br>(2031) | H44<br>(2032) | H45<br>(2033) | H46<br>(2034) | H47<br>(2035) | H48<br>(2036) | H49<br>(2037) | H50<br>(2038) | H51<br>(2039) | H52<br>(2040) |
|-----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 田井  | 281           | 273           | 264           | 258           | 253           | 247           | 241           | 236           | 232           | 229           | 226           | 223           | 219           |
|     | 築港  | 82            | 80            | 77            | 76            | 74            | 72            | 71            | 69            | 68            | 67            | 66            | 65            | 64            |
|     | 宇野  | 153           | 148           | 144           | 141           | 138           | 134           | 131           | 128           | 127           | 125           | 123           | 121           | 119           |
|     | 玉   | 91            | 88            | 85            | 83            | 81            | 80            | 78            | 76            | 75            | 74            | 73            | 72            | 71            |
|     | 玉原  | 161           | 156           | 151           | 148           | 145           | 142           | 138           | 135           | 133           | 131           | 129           | 128           | 126           |
|     | 日比  | 117           | 113           | 110           | 107           | 105           | 103           | 100           | 98            | 97            | 95            | 94            | 93            | 91            |
|     | 二日比 | 122           | 118           | 115           | 112           | 110           | 107           | 105           | 102           | 101           | 100           | 98            | 97            | 95            |
|     | 荘内  | 547           | 529           | 512           | 502           | 491           | 480           | 469           | 458           | 451           | 445           | 439           | 432           | 426           |
|     | 大崎  | 76            | 73            | 71            | 70            | 68            | 67            | 65            | 64            | 63            | 62            | 61            | 60            | 59            |
|     | 八浜  | 130           | 126           | 122           | 119           | 116           | 114           | 111           | 109           | 107           | 106           | 104           | 103           | 101           |
|     | 山田  | 83            | 81            | 78            | 76            | 75            | 73            | 71            | 70            | 69            | 68            | 67            | 66            | 65            |
|     | 後閑  | 46            | 44            | 43            | 42            | 41            | 40            | 39            | 38            | 38            | 37            | 37            | 36            | 36            |
|     | 鉾立  | 70            | 68            | 66            | 64            | 63            | 61            | 60            | 59            | 58            | 57            | 56            | 55            | 55            |
|     | 胸上  | 76            | 73            | 71            | 70            | 68            | 67            | 65            | 64            | 63            | 62            | 61            | 60            | 59            |
|     | 小計  | 2,035         | 1,972         | 1,908         | 1,868         | 1,827         | 1,786         | 1,745         | 1,705         | 1,681         | 1,657         | 1,633         | 1,610         | 1,586         |
| 中学校 | 宇野  | 306           | 296           | 287           | 281           | 274           | 268           | 262           | 256           | 252           | 249           | 245           | 242           | 238           |
|     | 玉   | 143           | 138           | 134           | 131           | 128           | 125           | 123           | 120           | 118           | 116           | 115           | 113           | 111           |
|     | 日比  | 124           | 120           | 116           | 114           | 111           | 109           | 106           | 104           | 102           | 101           | 99            | 98            | 96            |
|     | 荘内  | 246           | 238           | 231           | 226           | 221           | 216           | 211           | 206           | 203           | 200           | 197           | 195           | 192           |
|     | 八浜  | 113           | 109           | 106           | 103           | 101           | 99            | 97            | 94            | 93            | 92            | 90            | 89            | 88            |
|     | 山田  | 72            | 70            | 68            | 66            | 65            | 63            | 62            | 60            | 60            | 59            | 58            | 57            | 56            |
|     | 東児  | 82            | 80            | 77            | 76            | 74            | 72            | 71            | 69            | 68            | 67            | 66            | 65            | 64            |
|     | 小計  | 1,086         | 1,052         | 1,018         | 996           | 975           | 953           | 931           | 909           | 897           | 884           | 871           | 859           | 846           |
| 合計  |     | 3,121         | 3,023         | 2,926         | 2,864         | 2,801         | 2,739         | 2,676         | 2,614         | 2,578         | 2,541         | 2,505         | 2,469         | 2,432         |

資料: 玉野市学校給食センター整備基本計画(平成 30 年 8 月)

(様式 1)

平成31年 月 日

## 実施方針に関する質問書

玉野市長 黒田 晋 様

質問者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

玉野市学校給食センター整備運営事業の実施方針に関して、以下の質問がありますので提出します。

関連頁：

質問内容：

注) 意見は1枚につき1問とし、わかりやすく簡潔にとりまとめて記載してください。

(様式2)

平成31年 月 日

## 実施方針に関する意見書

玉野市長 黒田 晋 様

意見者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

玉野市学校給食センター整備運営事業の実施方針に関して、以下の意見がありますので提出します。

関連頁：

意見・提案内容：

注) 意見は1枚につき1問とし、わかりやすく簡潔にとりまとめて記載してください。